

## 「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れ交渉実施!

その3

### 労働協約は労使共に遵守するものであることを確認!

#### 第3項 第6項「会議の審議内容は、原則として公開とすること」について

##### 【組合】

公開を求めている理由の一つは、本人にどう審議されているか伝える目的として、もう一つは労使間で労使が責任を持った施策だが、不服で申告しなければならない事態が起きている。会社はどう考えるのか。

##### 【会社】

公開と非公開は、団交と苦情処理の違いからきているものだ。制度の話だから全て団交ではない。現行でいい。

##### 【組合】

確認したことに基づいて行なわれていないことがあるから苦情申告される。特にライフサイクルの深度化についてだ。そもそも確認された通りに運営されていない。

##### 【会社】

苦情処理会議については現行で適切だ。個々人にどう適用されているのか。制度だからといって一律に団体交渉で一律で良いとは思わない。

##### 【組合】

発令に関わることだから、会社は就業規則、協約にも任用の基準と書かれている。どう自分が判断されるのか、当然疑問を持って意義を申し立てている。

##### 【会社】

簡易苦情処理はその本人に対しての個別の問題なので原則非公開だ

##### 【組合】

面談など様々な場面で主張してきたが、それが聞き入れてもらえない。聞くとなっているのになっていないから苦情処理となっている。

##### 【会社】

何でも団交で公開していいのか。公開すると何のために苦情処理、簡易苦情処理があるのか団交との違いはお互い認識するべきだ。

##### 【組合】

組合員からするとどう審議されたのか知る権利があり、知る手段をつくるべきだ。引き続き議論する。

##### 【会社】

了解。

その4につづく